

令和元年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年5月16日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 10番 | 伊藤 美和子 |
| 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 | 13番 | 武藤 康志 |
| 14番 | 縄田 善博 | 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 |
| 18番 | 桑原 正彦 | 19番 | 山本 正二 | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 岩山 澄男 | 佐藤 和美 | 田口 幸雄 |
| 中野 修 | 野尻 涉 | 藤井 繁夫 |
| 松田 康浩 | 山縣 正明 | 吉村 徹 |
- 5 欠席農業委員
- 15番 安富 法明
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から令和元年第5回総会を開会いたします。本日の出席委員は18名中、17名です。定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。ちなみに本日欠席の委員は15番、安富委員でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員ですが議長の方より指名させていただく事で、異議はありませんか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。3番、俵委員。18番、桑原委員。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議題の方に入っていきたいと思えます。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。番号1から8までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>8件朗読。</p> <p>1件目。農業経営拡大のため、譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について、適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。農地経営拡大のため、譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、後程説明させていただきます、報告第5号により自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。この案件は、現地調査当日、全部効率利用要件確認のため、耕作証明書の中から会長が任意に選んだ農地を、申請者が案内できなかったため申請を却下いたしました。しかし、後日申請者からどうしても申請地を耕作したいという希望があり、会長が選ばれた箇所の写真を資料7ページのとおり持参されました。通常では次の月の再申請になるのですが、本人から農業委員会の審議に諮</p>

ってもらいたいという事で議案といたしました。

遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、現地調査ができなかったため確認できておりません。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4件目。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。●●●で所有の農地につきましても、●●●の農業委員会より耕作されているという旨の証明をいただいております。申請地は引き続き法人が効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件ですが、申請者は法人の構成員ですので該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5件目。6件目。譲受人が同一ですので一括して説明いたします。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7件目。現在、借り受けている土地を後継者の見込みがなく耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	<p>8 件目。農地経営拡大のため、譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、借受地について適正に耕作されています申請地は引き続き法人が効率的に耕作管理する事が見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件ですが、申請者は法人の構成員ですので該当いたしません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条、第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。</p>
1 1 番	<p>1 1 番の萬代ですが、5 月の 9 日に現地調査を行いました。当日、会長は病院から直接帰って来られまして、その足で現地調査に向かれまして、「大丈夫か」と心配していたんですが、結構 1 日元気に対応していただきました。あと事務局長と伊藤美和子委員と小幡くんと一緒に 1 日を過ごさせていただきました。この 1 番の、数も多い事ですし、ちょっと説明を省かせていただきたいというのが、場所の位置につきましては皆様方の資料の最後に美祢市全図という美祢市全体の地図がございます。その中の、1 番と言う場所でございますけども、と言う事で美祢駅から南に何とか、そういう事は省かせていただきますので、よろしく願いいたします。現地に行きまして、現地の資料 1 に行ったわけです。麦が植えてございました。あの場所が鹿や猪なんか大変被害が多い場所のようでございますけれども、これから先は何らかの対策は講じていかないと農作物の収入が得られないんじゃないかという話はさせていただきました。今後はそういう取り組みをしていくという話も言っております。そういった事で、他にも土地がありますけれど、健全に経営をなさっておられると言う事で承認をいただきたいと思っております。以上です。</p>
1 0 番	<p>2 番の説明をします。●●●●さんですけども、この●●●地区、●●の方に行く道の途中の●●●地区にございますけれども、●●●●地区のほとんどの田を作っていらっしゃるという事なので、日頃からよく管理されているし、作るのも慣れていらっしゃるという事で特に問題はないと思えました。</p>
議長	<p>3 番。</p>
1 0 番	<p>3 番ですが、●●●●さん。確かに田んぼ、特にここに選出してある土地を見る事ができませんでした。あと会長に補足をしていただきたいんですが、この方は資料を見る限りたくさん作っていらっしゃって、とてもやる気満々の方だと思っています。だから、作</p>

1 1 番	<p>る事に関しては特に問題ないと思います。以上です。</p> <p>4 番。これ先程説明がありました、自分が経営なさっておられる農地について一部、もう一度場所を確認してほしいと言う事で、この写真ページ7。この方も大変熱心に経営をなさっておられると言う事で、別段問題はないように思います。地図の資料4の所に●●●●、●●●●の田んぼの図面がございますけども、耕作をきちんとしておられるので、別段問題はありません。</p> <p>それから、資料の5になりますが、●●●●●の●●●●さんの件なんですけど、これも非常に熱心に経営をなさっておられて、当日現地調査をしたのは、この●●●●の所に行ったんですが、前回も行ったという話がありまして、何故かと言いますと、田んぼの中に大きなタンクを置いてあって、これでは許可ができないというふうな話をされたようでございます。当日行きました時には、そのタンクは横の方に退けてございましたので、別段問題ないなと帰ったところでございます。資料6も同じ所。</p> <p>次は資料7。これも●●●●●、●●●で、自宅から近くの長年小作している申請地を買い取る事にしたと言う話でございます。これまでも引き受けて耕作をしておられた所のようにございますので、何ら問題はないと思います。</p> <p>それから、資料8、●●●●●さん。●●●●●でございますが、●●●●●。これにつきましても、きちんと農地の管理がしてございましたので別段問題ないと思います。隣の田んぼ等の関係もありますけれども、別段耕作していく上におきましては問題がないと判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは地元推進委員さんの方から補足説明がありましたらお願いします。それと、1番の件につきましては、●●●さんは●●●ですが、今回現地調査に来た者が東分の者でございますので、山縣推進委員さんをお願いいたしました。すみません。山縣さん。よろしく願いいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>東分の推進委員の山縣です。今、萬代委員さんが言われたように別段問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>2 番。綾木。</p>
4 番(推進委員)	<p>これは思い出せません。だけど、みんなで行って文句なく帰ったという事は問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>3 番。</p>

4番(推進委員)	3番、私が行きまして、これは●●地区のど真ん中の圃場でございます、ここを荒らすわけにはいきませんので●●さんにやっていただくのが、妥当と思いますのでよろしくお願いします。
議長	4番。
19番(推進委員)	別府担当の松田でございます。萬代委員が言われた通り問題はないと思います。ご審議の方よろしくお願いします。以上です。
議長	5番、6番。
19番(推進委員)	続きまして、5番、6番ですが、私の隣地区であります。前回、タンク等ありましたが処分されて、草刈りをされ境界に杭を打たれておられまして、何ら問題はないと思います。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	7番。
17番(推進委員)	7番の件につきまして、秋吉推進委員の藤井と申しますが、現地を見ました所、以前●●さんが耕作していらっしまして、別段問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	8番。
事務局	先程、吉村委員さんの方から事務局の方に伝言がありまして、今日には出られないという事で、別段問題ないという事を言付かりました。
議長	ありがとうございます。それでは、若干私の方からみなさんに説明をしたいところがございます。1番につきましては、この地図で見る限り1番のこの場所は●●さんの自作の場所でございますので、現地調査をしましたのは、●●●●の●●●●の少し●●寄りと言いますか、●●●●を通り過ぎた所を右に行きますと、●●●●と言う川が流れています。川の手前は美祿市●●●●●になるんですが、川を渡りまして向こう側が、●●●●という所になります。この●●●●に●●さんがもうかなり長い事借りておられる田んぼがありまして、ここを現地調査いたしました。以前、現地調査を●●でやりまして、●●で色々問題がありました関係上、●●

<p>6 番</p> <p>議長</p> <p>4 番</p>	<p>の田は全て合意解約で返されまして、今は圃場整備に入っております。等々見ましたらあと、●●が一番いけないかなと思って見に行きましたら、確かに、麦を植えたという形跡はきちんと残っておりますので、私もその反対側で田んぼを作っておりますけれど、猪と鹿に踏まれてぐちゃぐちゃになる所でございます。そういう所であれくらい麦が残っていれば、すごいなと見て思いました。それと、もう1つきちんと言っておかないといけないのは3番です。これ現地確認が出来ておりませんので、3条の許可をする事はできません。写真だけでは、公図と写真の位置がきちんと合っているか合っていないかと言う事も確認が出来ませんので、後日確認してくれという事でしたけど、当日全く分からないという事で確認ができませんでしたので、「次の時にきちんと分かるようにしておいてください。後日、見に行きますから。」というふうには言って帰ったんですが、事務局の方はかなりしつこく言って来られて、今日の総会にかけてくれという事でございます。いくら●●さんが他の田んぼをよく作っておられても、全部耕作という今の第3条の許可のメインになる一番大きなところの要件を満たしていないと言う事で、満たしている、満たしていないじゃなくて、満たしている事を確認できないと言う事で、今回は許可しないと思っております。それと、●●●さんの件につきましては、これ3回目なんです。以前は、梨園の側の畑にスクラップの農機具が展示会化してございまして、「全部退けてください」「他の所にもあったら全部きれいにしておいて下さいよ」という事で、確か先月だったと思いますが、圃場整備された水田の側にサイロのタンクやスクラップの農機具等々たくさん置いてありました。「なぜ、これ退けなかったんですか」と聞くと「私は分かりません」と言われて、今回は地籍の時の杭もきちんと出して場所もきちんとなくなっていました。問題はないんじゃないかなというふうに思っています。それと、7番。これが●●なんです。84歳のご高齢でございます。今年は体を壊されて口だけならちょっと動いているみたいですが、息子さんが帰ってきて一生懸命もうみんな水にして、代掻きが終わっているような状況でございます。お爺ちゃんもまだ体がきちんと動き始めたらやるというふうに本気でございます。奥さんも本気ですので、大丈夫じゃないかなというふうに思っております。</p> <p>8番の●●さん。今、持っておられる面積は梨園でございます。梨園では地域の営農組合の組合員になれないという事で、今回この田を取得されて営農組合の組合員になって、営農組合のオペレーター等々で構成員の中で活躍したいと言う事で、問題はないんじゃないかと思っております。若いし、非常にいい事だなと見て帰ってきました。以上でございます。</p> <p>委員のみなさんから何かご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>3番目はこれはどうするの。委員会としては今回は却下するという。これ提案されているから。</p> <p>3番を除いて、これは最後の決の時にやります。</p> <p>4番目ののは、今度は取得が●●町ですよ。場所は●●町になっていて、距離がある気がするんですけど</p>
---------------------------------	--

議長	この●●●●さんと言う方は前にも1件、1回やった事があります。実はお嫁に行かれたんですよね。井町さん。
1 2 番	●●さんから●●さんにお嫁に行かれまして
議長	●●さんから●●さんにお嫁に行かれまして、実家の周りに農地がいくらかございまして、その中の1つ、2反くらいあるんではないかという水田。1反くらいかな。水田を今でも営農組合ではなくて、自作地で自分の飯米を作っておられます。
1 2 番	ほとんど毎日帰ってらっしゃいます。
4 番	近場に耕作機械が置いてあるんですね。
1 2 番	置いてあります。
議長	それで、あと今回買われた所は他の残りの農地を全て営農組合に任せておられますし、また営農組合の構成員でもございますので別段問題ないと思います。それで、私の方から●●にも農地はないのかと言う事で、問い合わせたら「あります」という事でしたので、●●の農業委員会の方に事務局より確認を依頼した次第でございますので、問題ないと思います。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。3番につきまして、まず最初に採決をしたいと思います。確認が出来ませんでしたので、この件につきましては、決定ではなくて、保留でもないし、否決でもない。
6 番	農業委員会としては許可しない。
議長	許可しないですね。今回は許可しないという事で処理をしたいと思いますが、委員のみなさんの賛成の委員の挙手をお願いいたします。許可しない。
4 番	また申請し変えないといけないという事ですよ。
議長	そういう事です。出し換えてくれとお願いしたんですけれど。

委員	挙手。
議長	ありがとうございます。
17番	これ受けたらおかしいでしょう。事務局が出して受けたら、今のはおかしいよ。やっぱり。議案の提案をしておいて、おかしいよ。
議長	普通は耕作地について、「これどこにありますか」と言えば、ご本人であれば万事分かっておりますから、「あれがここです」という事で連れて行ってもらえるんですけど、今回は「全くわかりません」「私、知りません」という話で、それともう一つ私言いませんでしたけれど、●●●●●の農業委員会の●●●●●なんです。そういう事なので、先程の多数決によりこれは許可しないという事で処理をしたいと思います。そしたら、3番を除く1から8までについて、原案の通り決定する事に異議のない委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。3番を除く1から8までを原案の通り決定を致します。 それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から2までを事務局の方より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は、●●●●●から北へ900mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設2区画を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請地は、●●●●●から西へ1.3kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。
1 1 番	<p>1 番ですが、資料 9 の 1 6 ページをご覧くださいと思いますが、●●●●●のすぐ左手で前回かその前と思うんですが、この●●●●●さん、それから●●●●●さんのこの左側、申請地という所につきましては、もう既にアパートの建設が始まっておりまして、その後の残りの土地という形になろうかと思えます。周りは全て住宅街でございますので、その一画にこの農地がございます。そういった事で別段他の田んぼに影響を与えるような様子ではございませんので、問題はないと思えます。</p> <p>それから資料 2 につきましては、これは●●●で今回出されている田の隣では既にこの太陽光パネルが設置してございます。この地域一帯が、農地として役に立たないというか、もう雑草が覆い茂っているような状態でございます。むしろ太陽光設置をしていただければ、土地の有効利用をしてもらえるのではなからうかというふうに考えます。そういった事で別段問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	ありがとうございました。それでは地元委員より補足説明がありましたらをお願いします。
2 2 番(推進委員)	<p>山縣ですが、1 番につきましては、今、萬代委員さんが言われたように別段問題ありません。この地区は水が全然来ないと言われていて、1 番下ですから、別段問題ないと思えます。</p> <p>2 番についても、今、萬代委員さんが言われたようにこの地域はもうみんな太陽光と言う事で別段問題無いと思えます。ご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思えます。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 2 号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p> <p>それでは続きまして議事順位第 3 議案第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●、●●●●●で、大規模太陽光設備、メガソーラーが建設されている場所になります。平成29年6月30日付けで受理しておりますが、工事がまだ終了しないため、令和3年6月30日までに延長をしたいという申請です。現在の進捗状況は15パーセントとの事です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんはいらっしゃいませんけど、●●であれば馬屋原さん何か分かる事がありましたら。</p>
17番	<p>工事をやっているのは分かっているんですけど、外からしか見ていませんで何も分かりませんが、問題はないと思います。</p>
議長	<p>委員のみなさんより何かご意見がございましたら。</p>
8番	<p>ちょっと質問です。工事の遅延理由はどのように言われているんですか。</p>
議長	<p>事務局。工事の遅れた理由は何て書いてありますか。</p>
8番	<p>造成は全て終わっているんですか。</p>
17番	<p>まだまだ。全然終わってない。</p>
8番	<p>造成まだですよ。</p>
17番	<p>外装工事だけ。</p>
8番	<p>15パーセントというのは、造成工事が15パーセント。</p>
17番	<p>外装工事だけ。だけど、本当は梅雨までにやってしまわないと外装工事の泥が出るからね。</p>

事務局	<p>(発言多数で聞き取り不能)</p> <p>直接工事の計画はこの申請書には書いていないので、なぜ延長されたか、終わっていないのかは分かりません。</p>
議長	<p>(発言多数で聞き取り不能)</p> <p>事務局、すみませんけれど、次に総会までに遅延の理由について報告してほしいという事をお願いしてください。お願いいたします。全国で6番目という事ですけど、どのくらいの電気を起こすのかと言いますと、ここだけで美祢市と山陽小野田市の全所帯の電気を賄う以上の電気を起こすんです。工場とかは別になると思うんですけど、かなり大きな発電設備になるようです。遅延の理由については来月、報告すると言う事で、みなさんの方より何か他にご意見がありましたらお願いします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。理由については来月までに事務局の方で把握するという事で、全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定を致します。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、全体で34筆ございます。全体面積が61,801㎡。貸し手が12名、受け手が7名でございます。これら1ページ目の方に記載がございます。また、内訳につきましては、4ページ以降でございます。それと5ページ目の9番になるんですが、借り手の方で●●●●さん(認)が抜けておりました。認定農業者の認でございますが、その記載が抜けておりました。訂正をお願い致します。申し訳ございません。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件、農用地の利用計画が利用方法に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えております。審議の程よろしく申し上げます。以上でございます。</p>

議長	ありがとうございました。ちょっと僕の方から質問があるんですが、事務局よろしゅうございますか。2ページ目の農地法第3条の許可申請の時の●●さんの耕作面積とここの面積が約4万㎡くらい違うんですが、これは何故ですか。
事務局	この耕作面積につきましては、利用権の申出書を受理した時点で、農家台帳で確認した面積でございます。
議長	そしたら、3条の方の22万っていうのは
事務局	以前、提出していただいた時が、平成30年9月13日現在であったんですが、3条の申請の方です。その時申請がありました時の耕作面積が222、420㎡でございます。今回、農用地の利用集積計画で出ておりますのは、申請時に確認した面積でございます。日付を今、控えておりませんが、5月上旬現在です。
議長	そしたら、3条の面積は間違えているという事ですね。
事務局	この3月31日で切れるものが随分ありまして、それから更新されていないものが随分●●さんありましたので、その差が出ております。
議長	要するに更新されていないという事。
事務局	そうです。
議長	だから更新前の数字で3条は出てきていると言う事ですね。
事務局	その通りです。
議長	分かりました。地元委員さんで分かる範囲で結構でございますけれど、何か問題があるとか、何か意見ございましたらお願いします。推進委員さん藤井さんですかね。●●●さん。

1 7 番(推進委員)	推進委員は今日はおりません。
議長	この間、調査の時に●●さんが作ってくれと言われていたので、あの分じゃないんですね。伊藤さん、別に問題ないですかね。
1 6 番	田作りに関しては、現状は荒れるよりはいいと思います。
議長	●●はいらっしゃいませんので、●●、●●、●●さんについてはどうでしょう。
4 番	●●の●●さんのところじゃないですか。
議長	●●さんのところか。
4 番	今、また一生懸命、若い人を使ってやっているからがんばってでしょう。
議長	そうですか。これ、●●●●●。分かりました。
	(発言多数で聞き取り不能)
4 番	これ、名前の漢字が違うんじゃないかね。宣伝の宣なんですよ。
	(発言多数で聞き取り不能)
事務局	確認しておりますので、ちょっとお待ち下さい。
議長	●●さん大丈夫ですね。
1 2 番	●●さんは大丈夫です。

議長	その次は、●●さん。大丈夫ですね。
6 番	大丈夫ですけど、●●さんはいいんですけど、5番目の●●●●さんが高齢で、奥さんが亡くなられて完全に農業を出来ないという事で、●●さんに依頼して、●●さんが借りていた、6番目、7番目、8番目、11番目、これを●●さんが耕作だったのが、全部●●さんに異動させたと、問題は11番目の●●さんという方が、「耕作をやらない、させない」と「●●さんにやらせないんだ」「耕作を放棄するんだ」という事をかなり主張されて、大変困ったんです。こちらはほっといてくれと、ここは圃場整備をやっている農地ですから、その本人もなかなかこの家になくて、捉まえるのが大変なんです。私も時々行ってみるけど、捉らない。前任で作っておられた●●さんに依頼して、捉まえてもらってですね。自分の家からその人がいるか確認できるので、捉まえてもらってやっと説得してもらった。「とりあえず今回は判子を押すけれど、次回は知らない」という事を言って、こんな時対処しようがないですよ。例えば罰則規定をといても、ほっといても罰則規定もないし、草が生えたら周辺が困るので、周辺の耕作者に文句を言わせるかというくらいの対処かなという、ちょっと困ったような感じになっている件がひとつあるんです。
議長	岸さん、引き続きよろしくお願いします。9番、●●さん。いいですよ。10番、●●さん、これも●。伊藤さんこれもいいですよ。
1 7 番(推進委員)	10番の●●さんの件ですけど、一応これ1月の時点で、所有者の●●さんの方から前耕作者、認定農業者の●●さんが作っていらっしまったんです。それから今回、返還という事で私に相談がございまして、それからずっと後の耕作者を探して、4、5人あたりでしたが、その中で●●さんに一回話を持ってきて一時保留になりました。それで、先月の月末くらいに●●さんからご相談がありまして、「あの件はどうなったか」という事で、お話がありまして、「一応保留で置いてあります」という事で、相談したところ、「それでは耕作させてください」という事で、承諾を得ましたので利用権設定を新たにさせていただきました。以上です。
議長	ありがとうございます。この件なんですね。すみません。間違えました。12番、●●さん。大丈夫ですね。
1 2 番	はい。大丈夫です。
事務局	すみません。先程3番の件なんですけど、●●●●さんと書いていますが、●●さんの間違いです。訂正をお願いします。大変申し訳ございません。

議長	委員のみなさんより何かご意見がございましたら、お願いします。
1 2 番(推進委員)	いろいろ聞いても、●●さんとか農業委員会が中に入ってやっていると、農地を貸している人が草を刈ってくれとか農業委員会に文句を言ってきませんか。農業委員会も全部受けて世話をするのはいいけれど、面積ばかりたくさんあって反収2俵くらいしか作れないのに、どんどん世話をしてもいいもんかねと思って。どうですか。
議長	他に鋤いてくれるだけでもいいなというような状況になりつつあるので、先程からあるように作ってもらわないと、周りがセイタカアワダチソウ、雑草の藪になってくると周りの農地に影響があると言うのであれば、いろいろ考えるところはありますけれど、他に方策がないと言うところも難しいと言いますか、悩ましいところではあるんです。中野さんの言われる事はよく分かりますけれど。
1 2 番(推進委員)	旅行行ってからやかましく言っといたけど。
議長	ありがとうございます。今、厳しい意見がございましたけれど、他に意見がないようでしたら、採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定を致します。それでは続きまして議事順位第5 報告第1号 畑地造成事前報告についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 申請地は、●●●●●●●●●●から南西に900mの位置にある田です。湿田のため排水が悪く耕作効率の向上のため造成するものです。 以上、報告いたします。

議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。
10番	伊藤です。資料24ページを見ていただきますと●●●というお寺の近くで川沿いにある細長い田んぼです。水路の一番最後という事で、水管理もいろいろ大変で大豆を植えたいという事をおっしゃっていました。私もそういう作りにくい田は、そういう風にするかなと思うんですけど、息子さんが後をやっていただく方はいらっしゃらないようなんですけど、お年でもあるので大変だろうなどは思いますけど、田んぼで大分大変な所を大豆でやりたいというところは分かると思いますので、いいのではないかなと私は思いました。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いします。
8番(推進委員)	先程、伊藤委員さんから言われましたように、該当地はここから上流約5kmの所の井出から用水が流れてきますが、その一番最後の田末でございまして、該当地、約1.5mくらい窪い所にあります。堤防と道路に挟まれた窪地の方に細長い田んぼで大変です。当該当地は集落の●●●で営農組織を作っておられますが、農業機械を営農組合でやるとしても非常に田んぼを作るには困難な状況であります。また、本人が言われますように畑にしてやった方が、水田よりはやりやすいという事なので、出来れば畑地造成を認めていただければという話を伺っております。
議長	ありがとうございます。ちょっと、簡単に説明をします。この地図を逆さまにさせていただいた方がいいと思います。申請地と書いてあるのを逆さまにしてもらって、上の方に川が流れている。それで、この楕円の丸の下の所、この道は川土手の道とここで合流をいたします。この合流するすぐ上手に、この水路の水が100パーセント厚東川の方に落ちるように、落としがでございます。ここで、水を完全に止めるという事でございます。これから下は暗渠で水路が行っておりまして、次の分間の方で見たら分かるんですが、道路がくっついている所がここでございます。逆にこっち下側のこっちとこっち地図が反対になっておりますので、本来、逆にこの下の方で道路がくっついておりまして、ここに落としがあります。これから暫くの間は官地でございます。山口県の官有地でございます。そして、ここにちょっと地番が残りますけれど、この地番については山でございます。これも、この山についてはご本人の山でございますので、一緒に1つの物に今度になるんじゃないかなと、高さ的には右に左に道路がございましてけれど、そんなに高さが違いませんので、山の方の道がちょっと高いくらいで、ほとんど一緒に1つの物になって、使い勝手はすごく良くなるんですが、お年ですので「畑でこんな面積管理できますか」と言ったら、まだ大丈夫なようで元気ではありました。それで、やられる業者さんの方に「もし出来なくなった時にはおたくで責任をある程度感じて、きちんと管理をする事も考えてくださいよ」というふう

事務局	<p>お願いはしておきました。この前後は圃場整備が済んでおります。ここだけ出来るような状態の所ではなかったです。報告事項でございますが、みなさんの方で何か意見がございましたら、お願いいたします。特に発言もないようでございますので、報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第6 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●から北西に4.3kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。</p>
11番	<p>萬代ですが、●●の住宅地の中の土地というふうに感じた所でございます。昔の住宅があったような跡じゃなかろうかというふうに感じました。その土地に携帯電話の基地局を設置するという事でございますので、他に何ら影響が及ぶような状況の土地ではございません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。縦長にずっとなっているのは奥に入るための進入路があるからという事で、縦長に今回の許可申請が出ております。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
12番(推進委員)	<p>萬代委員さんの言われた通りでございます。昔の●●●●の跡の、現在平地になっています。</p>
議長	<p>委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。特に発言がないようございましたら、終わりにしたいと思います。特に発言ないようでございますので、以上をもちまして報告第2号を終わります。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第7 報告第3号 公共工事に伴う転用の届出についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。その前に、一言お断りしておきます。桑原委員の件でございますが、公共工事でございますので退席なしでこのまま着席のままやっていきたいと思っております。お願いします。</p>

事務局	<p>朗読。</p> <p>所在地は、●●●●●●●●●●から北東に1.4 kmの位置にある、田3筆に●●●●●●号●●●●●●改良工事のための工事用仮設道路を設置するものです。令和2年3月31日までの一時転用です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>地元委員さんは本人でございますので、私が代わりにやっておきます。公共工事でございますし、県土木の借り上げでございますので、本来だったらここに報告事項でもあがってこないような案件でございます。今回は県土木がきちんと届出を出したものですからあがっていますけれど、委員のみなさんより何か意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）</p> <p>それでは、特に発言も無いようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第8 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6件朗読。</p> <p>1件目、2件目。体調不良のため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>3件目。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>4件目。高齢で耕作管理が困難なため双方の合意により解約されたものです。これからは所有者が管理されます。</p> <p>5件目。高齢で耕作管理が困難なため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>6件目。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1件目、2件目につきましては、事務局の方より担当推進委員の方に連絡のほどお願いします。3件目は決まっているんですかね。</p>
事務局	<p>3条の方で。</p>
議長	<p>4件目は本人が作る。5件目については決まっている。6件目はさっきの3条ですね。委員のみなさんより何か意見がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言も無いようでございますので、報告第4号を終わらせていただ</p>

事務局	<p>きます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第9 報告第5号 農地転用現況証明についてを議題といたします。1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。昭和50年頃に耕作放棄後、現在は竹等が繁茂し、山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が2筆。3178番地につきましては、昭和50年頃に耕作放棄後、現在は物置となっている状況でございます。5492番地につきましては、昭和50年の道路改良により、現在は道脚の一部となっている状況でございます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>1番ですが、これは●●の●●●●●をみなさんご存知かもしれませんが、●●●●●の場所に行く途中の土地の所なんですが、住宅のすぐ側の土地で非常に、昭和50年頃に耕作放棄されて以来、写真を見てもお分かりいただけたと思いますけど、竹が繁茂しております。そういった状況でございます。</p>
議長	<p>2番、伊藤さん。</p>
10番	<p>これは先程、●●●地区の●●●さんの関係の所です。写真32ページをご覧いただきたいんですが、5492の1、道路のすぐ下の所なんですが、面積も少なく登るのも危ないというような状態になっています。それから左側●●●●の所に昭和50年頃から物置がこういった物置が作られていまして、もうできないという状態になっています。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番の道路の一部というのは●●●●号の道路の一部。最初は県道だったと思うんですが、県道を県土木が作る時に、ご本人も「何故、あそこうちの土地が残ったんだろう」と言われるくらいの所でございます。あまり広い所ではない、ほんのわずかな所の法面の一部でございます。もう1つの、1番の方ですが、実はあその道路を作る時に私が山を全部伐採しました。その当時から、あの辺りが竹藪でございました。竹藪の一部だった覚えがあります。別段問題ないのではないかなと思います。</p>

1 4 番(推進委員)	会長。ちょっと地元で出席していました。
議長	地元委員さんより補足説明ありましたら、よろしくお願いします。
1 4 番(推進委員)	於福上地区担当の野尻と言います。今、萬代委員さんが言われた通り何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	2 番。
4 番(推進委員)	先程、伊藤委員さんが言われた通り、現状もそんな様な格好になっておりますので、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは、報告第5号を終わらせていただきます。 お願いなのですが、岡田は野尻さんの担当地域なんですかね。
1 4 番(推進委員)	於福の岡田。はい。
議長	2 件。●●と●●が今回、合意解約が出ていますので。
1 4 番(推進委員)	●●さんの件。
議長	あと、もし、よろしければちょっと当たってみただければと思います。
1 4 番(推進委員)	分かりました。
議長	よろしくお願いします。 それでは続きまして、議事順位第10 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題とい

事務局	<p>たします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回3件。農事組合法人 ●●、●●、●●●●●からありました。●●●につきましては、22ページ。●●につきましては、24ページ。●●●●●につきましては、25ページに報告書の写しがございます。今回、提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今の報告書につきまして何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、以上をもちまして報告第6号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、農業相談日の状況でございますが、相談はございませんでした。委員のみなさんよりその他、何かご意見等ございましたらお願いします。無いようでしたら、事務局の方より今後の日程等についての事務連絡をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは今後の日程についてお知らせをいたします。次回、総会は6月14日金曜日、午後2時から、ここ美祢市勤労青少年ホーム2階で行います。</p>
事務局	<p>号令</p> <p>午後3時30分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和元年5月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

